

12-2-39 災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する
協定書

豊川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人美竹会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害により要援護者が避難を必要とする場合に、甲が、乙に対し、福祉避難所としての施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用することについて協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、障害者、介護を必要とする高齢者等のうち、災害時に甲が設置する指定避難所では生活に支障をきたす者で、避難生活に当たり何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（施設等の使用の要請等）

第3条 甲は、要援護者のために次条に掲げる施設等を使用する必要があるときは、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（施設等）

第4条 使用する施設等は、次のとおりとする。

ケアハウス みその 豊川市金沢町稲場7

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請できるものとし、その後、速やかに書面を乙に提出するものとする。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（4）その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、原則として当該要援護者の家族等又は甲が行うものとする。ただし、甲が協力を求めた場合は、乙は移送に協力するものとする。

(物資の支給及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が要援護者に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月5日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市金沢町稲場7
社会福祉法人美竹会
理事長 竹 生 吉 信

12-2-40 災害時におけるドローンを活用した情報収集活動等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と「株式会社アルマダス」（以下「乙」という。）とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるドローンを活用した情報収集活動等（以下「情報収集活動等」）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑に情報収集活動等できる体制を確立することを目的とする。

（災害時の支援要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集活動等の支援を必要とするときは、支援に関し必要な事項を明示した文書により、乙に対して要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（支援の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 空撮による情報収集及び報告
- (2) 人員の派遣
- (3) 機器の提供
- (4) ドローンの操縦等に係る技術的支援及び助言
- (5) その他情報収集活動等に関し必要と認める支援

2 前項の支援内容は、甲及び乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施する。

（支援の報告）

第5条 乙は、情報収集活動等の支援をしたときは、支援を行った内容を明示した文書により甲に報告するものとする。

（映像データ等の取扱い）

第6条 乙は、第3条第1項に基づく情報収集活動等において撮影した映像データ等については甲に提出するものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者に提供してはならない。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、情報収集活動等に関し、平常時から協力して検討を行うものとする。

2 乙は、前項の検討に当たり、甲から人員の派遣、機器の提供等について要請があったときには、可能な範囲で協力するものとする。

（訓練への参加）

第8条 乙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(費用)

第9条 乙が第3条第1項に基づく支援に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、第5条の報告の内容により、支援終了後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(補償)

第10条 この協定による乙の支援又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、当該損害が甲の過失による場合を除き、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれかから協定解消の申出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 4月28日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

豊橋市三本木町新三本木119-8

乙 株式会社アルマダス

代表取締役 吉 田 泰 行

株式会社アルマダス

豊川市長

下記のとおり情報収集活動等の支援を要請します。

記

活動内容	主な撮影対象	活動場所	活動予定日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

活動内容	人数	活動場所	活動予定日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

提供物品	数量	提供・貸出 の別	提供希 望日時	返却予 定日時 ※貸出の場合	備 考
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	

--

所属

氏 名

電話

F A X

豊川市長 殿

情報収集活動及び人員・機器等支援報告書

情報収集活動

活動内容	主な撮影内容	活動場所	活動日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

活動内容	人数	活動場所	活動日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

提供物品	数量	返却後の状態 ※貸出の場合	提供 日時	返却 日時 ※貸出の場合	備 考
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	

--

氏 名

F A X

12-2-41 災害時における物資の調達に関する協定書

豊川市(以下「甲」という。)とセッツカートン株式会社(以下「乙」という。)とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

(災害時の協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に物資の調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 段ボール製品(段ボールシート、段ボールケース及び避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品)
- (2) その他乙の取扱商品

2 前項の品目については、甲乙協議の上、必要に応じて適時見直すものとする。

(協力の実施及び状況報告)

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するとともに、当該実施状況を文書又は口頭により甲に報告するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡しは、豊川包装工業株式会社の敷地内において行うものとする。ただし、豊川包装工業株式会社の敷地内における引渡しができないときは、甲乙協議の上決定した場所で引渡しを行うものとする。

(提供報告)

第7条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が提供した物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議の上決定するものとする。

(在庫情報の報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して品目、数量等の物資の在庫状況に関する報告を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成29年5月25日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊雄

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

セッツカートン株式会社

様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数 量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

（連絡担当者）

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

様式第 2 号（第 7 条関係）

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

セツカートン株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので
報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

（担当者）

物資納入者名

物資受取者名

12-2-42 豊川市災害時通訳ボランティアの活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益財団法人豊川市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における豊川市災害時通訳ボランティア登録要綱（平成29年3月1日施行）に定める豊川市災害時通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）に対するボランティア活動の要請、活動の内容の指示等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、言葉の壁がある外国人市民等の被害の軽減を目的としたボランティア活動を効果的に支援するため、ボランティアの受入体制及び活動体制の整備を推進し、甲乙が連携及び協力するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（活動要請等の依頼）

第2条 甲は、災害時においてボランティアの受入を必要とするときは、豊川市災害時通訳ボランティア派遣要請書（様式第1号）により、乙に対しボランティア活動の要請及び活動内容の指示を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等の通信手段により要請し、事後速やかに豊川市災害時通訳ボランティア派遣要請書を乙に提出するものとする。

（活動要請等の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかにボランティアに対しボランティア活動の要請をするとともに活動の内容を指示するものとする。

（平常時の協力活動）

第4条 甲及び乙は、災害時において円滑なボランティア活動ができるよう、平常時からボランティアに対する研修等によるボランティア活動に係る体制を整備し、連携及び協力の体制の確立を図るものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定の実施に関し必要な費用の負担については、甲乙協議の上、甲が負担する。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は、有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月21日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市新道町1丁目1番地3
公益財団法人豊川市国際交流協会
会長 石 川 則 男

様式第 1 号（第 2 条関係）

豊川市災害時通訳ボランティア派遣要請書

年 月 日

公益財団法人豊川市国際交流協会

会長 様

豊川市
市長
(公印省略)

豊川市災害時通訳ボランティアの活動に関する協定書第 2 条により、下記のとおり、派遣を要請します。

記

派遣要請理由	外国人被災者等の支援のため
派遣希望日時	年 月 日 () 時 分
言 語 派遣希望人数 派遣先	言 語 人 数 派 遣 先 語 人 () 語 人 () 語 人 () 語 人 ()
活動内容	派遣先における通訳、翻訳
備 考	

12-2-43 豊川市と豊川市内郵便局との包括連携に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川市内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、安全・あんしんなまちづくりと市民サービスの一層の向上を図るため包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- （1）災害支援に関すること。
- （2）廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。
- （3）道路の損傷等の情報提供に関すること。
- （4）豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる協力事項の具体的な実施方法は、別紙のとおりとする。

（秘密の保持）

第5条 甲と乙は、本協定により知り得た個人情報及びその他の情報を自己の業務のために使用しないものとし、その情報を他に漏らさないものとする。

（相互連携）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日

甲 豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市
市長 山 脇 実

乙 豊川市諏訪一丁目 5 7 番地
日本郵便株式会社 豊川郵便局
郵便局長 高 賀 直 也

(別紙)

第4条（協力方法等）に関する事項

(1) 災害支援に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、豊川市内に地震、風水害その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

- 2 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

- 3 甲及び乙は、豊川市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。
 - (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

- 4 甲及び乙は、協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

- 5 協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。負担すべ

き金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

- 6 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加協力)

- 7 乙は、業務に支障のない範囲で、甲の行う総合防災訓練等に参加し、かつ、協力するものとする。

(情報の交換)

- 8 甲及び乙は、それぞれが策定した防災のための計画の状況、支援又は協力の要請事項の内容に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

- 9 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
豊川市企画部防災対策課

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

自治体用

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、**災害支援に関する業務**のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 豊川市 企画部 防災対策課 電話:0533-89-2194

届出者氏名

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

郵便局用

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 豊川郵便局 電話：0533-86-2711

届出者氏名

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
	事業所名		

(2) 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、市内を常に清潔な状態に維持し市民の生活の安全と地域社会における環境整備を目指すこととする。

(定義)

- 2 「不法投棄」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に反して、定められた処分場以外に廃棄物を投棄することをいう。

(情報提供の内容等)

- 3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、全ての公道（国道、県道及び市道）並びに沿線周辺において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合は、様式1「廃棄物の不法投棄等のお知らせ」により甲へ情報提供する。ただし、乙が緊急を要すると判断した場合は、電話等により連絡するものとする。

(情報提供の範囲)

- 4 乙の社員が通常の業務遂行の際に、道路等における不法投棄と思われる場合及び不法投棄の現場を発見した場合とする。

(情報提供の方法)

- 5 3に定める情報提供は、別紙「廃棄物の不法投棄等のお知らせ」で甲の清掃事業課清掃工場へファクシミリ（87-4013）により行うこととする。ただし、乙において緊急を要すると判断した場合は、甲の清掃事業課清掃工場へ電話（87-4010）で連絡する。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
豊川市環境部清掃事業課

(様式1)

廃棄物の不法投棄等のお知らせ

廃棄物の不法投棄等の内容（該当する項目を○で囲む）	
緊 急 性	有 ・ 普通
廃棄物の内容 及び廃棄量	家電4品目：エアコン ・ テレビ ・ 冷蔵庫 ・ 洗濯機 （ 家具類 （ 車両・バイク （ その他 （ ※廃棄されている品名・数量を記載
発 生 場 所	
付 近 の 略 図	
情 報 提 供 者	郵便局（電 話： （F A X： （氏 名：
連 絡 先	豊川市役所 環境部清掃事業課 清掃工場 T E L：0533-87-4010 F A X：0533-87-4013

(3) 道路の損傷等の通報に関すること

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、市民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

(対象道路)

- 2 対象とする道路は、豊川市の市域内に存する全ての公道（国・県・市道等）とする。ただし、甲の管理に属さないことが明らかなものを除く。

(通報内容)

- 3 乙は、甲に対して知り得た次に掲げる事項で、そのまま放置すれば事故の発生等道路の通行の安全を損なうおそれのあるものを、業務に支障のない範囲内で、通報するものとする。
 - (1) 道路の陥没、亀裂、穴ぼこ、段差等の発生による路面の不全
 - (2) 橋、トンネル、側溝蓋、マンホールの不全
 - (3) ガードレール、防護柵又は橋梁の欄干若しくは手すりの不全
 - (4) 道路照明施設、カーブミラー、標識又は街路樹の不全
 - (5) 工事箇所における安全対策の不備
 - (6) 物件等の散乱による通行阻害
 - (7) その他

(通報方法)

- 4 3に定める通報は、乙において緊急性の可否を判断し、緊急の場合は、業務に支障のない範囲で電話通報（道路維持課 0533-89-2142）する。緊急を要しないものは、文書又はファクシミリ等でも行えるものとする。

(対応措置)

- 5 甲は、4による通報を受けたときは、速やかに現地調査等を行い、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるものとする。

また、甲は、甲の管理に属さない道路に関し4の通報を受けたときは、当該道路の管理者に通報内容を連絡するものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による通報をした場合及び通報を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(事後措置)

- 7 甲は、措置状況を一定期間毎にとりまとめ、乙に通知することとする。

(担当部署)

- 8 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。

豊川市建設部道路維持課

(参考様式)

道路情報提供報告書

損傷等の内容（該当する項目を○で囲む）		
補修の緊急性		有 ・ 普 通
補 修 箇 所 等	道路の破損	陥没・穴ぼこ・凸凹・深い水たまり・その他（ ）
	側 溝	蓋の破損・すき間・その他（ ）
	防 護 柵	倒壊の危機・破損・その他（ ）
	道路反射鏡	倒壊・傾き・ミラーの破損・角度調整・その他（ ）
	道 路 標 識	倒壊・文字が見えない・その他（ ）
	街 路 樹	倒木・枝が通行に支障・その他（ ）
	そ の 他	（ ）
発 生 場 所		豊川市 町 付近（ 地区）
付 近 の 略 図		
情 報 提 供 者		郵便局（電話： ） （FAX： ） （氏名： ）
処 理 結 果		処理予定・対処済・連絡済・保 留・その他（ ）
連 絡 先		豊川市役所 建設部 道路維持課 T E L 0533-89-2142 F A X 0533-89-2171

(4) 豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は協力し、豊川市内のおおむね65歳以上の高齢者への見守りを行うことにより、高齢者の安心・安全な生活を支援し、地域福祉の向上に寄与することを目指すこととする。

(活動地域)

- 2 この事項の活動の対象となる地域は、豊川市内で乙が通常に業務を行う地域とする。

(協力事項)

- 3 乙は、豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業（以下、「事業」という。）の主旨に賛同し、自らの日常業務において業務に支障のない範囲で事業推進に協力するものとする。

(通報)

- 4 乙は、市内において自らの業務を行う際に高齢者の異変に気付いたときは、速やかに異変の内容や必要な情報を甲に通報するものとする。ただし、緊急時必要に応じ、直接、警察署又は消防署へ通報するものとする。

(対応)

- 5 甲は、乙の協力事項による通報があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
豊川市福祉部介護高齢課

(参考様式)

あて先 豊川市福祉部介護高齢課 【FAX 0533-89- 2137 TEL 0533-89-2105】

電話の場合は「地域見守り活動記載欄」の項目に基づき、内容をお伝えください。

地域見守り活動連絡票

地域見守り活動記載欄	連絡日時	年 月 日 ()		
		午前・午後 時 分		
	連絡者	郵便局名		
		連絡者氏名		
		電話番号	— —	
		異変発見日時	年 月 日 ()	
			午前・午後 時 分	
		対象者氏名		
		住所	豊川市	
		電話番号	— —	
		異変の状況	☐新聞など配布物がたまっている ☐カーテンや雨戸が何日も閉まっている ☐外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている ☐洗濯物が何日も干されたままになっている ☐大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする ☐異臭や異音がする ☐最近、姿を見かけない ☐急にやせてきた ☐動作が不自由になっている ☐怪我や痣があることが多い ☐季節に合った服装ができていない ☐服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある ☐お金の支払いがスムーズにできなくなった ☐同じ話を繰り返すことが多くなった ☐話の内容のつじつまが合わない ☐伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる ☐その他()	
豊川市記載欄	対応日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	対応者氏名			
	対応状況			

(別表)

豊川市内郵便局一覧

郵便局名	住所
豊川郵便局	愛知県豊川市諏訪1-57
御油郵便局	愛知県豊川市御油町美世賜185-3
豊川代田郵便局	愛知県豊川市代田町1-60-3
小坂井郵便局	愛知県豊川市小坂井町門並40-2
豊川牛久保郵便局	愛知県豊川市牛久保町常盤12
御津郵便局	愛知県豊川市御津町西方源農62
豊川国府郵便局	愛知県豊川市国府町上坊入2-1
三河一宮郵便局	愛知県豊川市一宮町社53
東上郵便局	愛知県豊川市東上町東京寺119-1・118-3
三河金沢郵便局	愛知県豊川市金沢町丸海道24-1
音羽郵便局	愛知県豊川市赤坂町紅里74
豊川金屋郵便局	愛知県豊川市金屋本町4-13
豊川市田郵便局	愛知県豊川市市田町山鳥38-1
豊川南大通郵便局	愛知県豊川市南大通3-41
豊川駅前郵便局	愛知県豊川市豊川栄町17
西小坂井郵便局	愛知県豊川市伊奈町縫殿26-95
豊川桜木通郵便局	愛知県豊川市桜木通3-11
豊川桜町郵便局	愛知県豊川市桜町3-1-6
豊川三蔵子郵便局	愛知県豊川市本野町北浦136-2
豊川和通郵便局	愛知県豊川市東名町1-32
御津広石郵便局	愛知県豊川市御津町広石船津189-2

12-2-44 災害時におけるドローンを活用した情報収集活動等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と「DJI JAPAN 株式会社」（以下「乙」という。）とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるドローンを活用した情報収集活動等（以下「情報収集活動等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑に情報収集活動等できる体制を確立することを目的とする。

（災害時の支援要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集活動等の支援を必要とするときは、支援に関し必要な事項を明示した文書により、乙に対して要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（支援の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 機器の貸し出し
- (2) ドローンの運用に係る技術的支援及び助言
- (3) その他情報収集活動等に関し必要と認める支援

2 前項の支援内容は、甲及び乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲の要請事項を実施する。

（平常時の活動）

第5条 甲及び乙は、ドローンの運用に関し、平常時から協力して検討を行うものとする。

2 乙は、前項の検討に当たり、甲から機器の貸し出し等について要請があったときには、可能な範囲で協力するものとする。

（費用）

第6条 乙が第3条第1項に基づく支援に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、支援終了後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれかから協定解消の申出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月13日

豊川市諏訪一丁目1番地
甲 豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

東京都港区港南1-2-70
品川シーズンテラス11F
乙 DJI JAPAN 株式会社
代表取締役 呉 韜

12-2-45 災害時における物資の調達に関する協定

豊川市(以下「甲」という。)と株式会社エーコープあいち(以下「乙」という。)とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に必要な食料、飲料水及び生活必需品等(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、市内4か所にあるAコープより迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

(協力要請対象の店舗)

第2条 甲が乙に物資の調達を要請する店舗は、次に掲げる店舗とする。

- (1) Aコープ中部店
- (2) Aコープ一宮店
- (3) 産直ひろば御津
- (4) Aコープ小坂井店

(災害時の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(協力の実施及び状況報告)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するとともに、当該実施状況を文書又は口頭により甲に報告するものとする。

(物資の運搬)

第6条 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡しは、第2条各号に掲げる店舗の敷地内において行うものとし、甲は職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。ただし、当該敷地内における引渡しができないときは、甲乙協議のうえ決定した場所で引渡しを行うものとする。

(提供報告)

第8条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が提供した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議のうえ決定するものとする。

(在庫情報の報告)

第10条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して品目、数量等の物資の在庫状況に関する報告を求めることができる。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成30年3月2日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 安城市今本町東向山6-1
株式会社エーコープあいち
代表取締役 鈴木 康 嗣

別表(第4条関係)

災害時に必要な物資一覧

物資の種類	品名
主食	米、パン、乾パン、粉ミルク
副食	漬物、佃煮、海苔、缶詰
調味料	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖
飲料水	水、ジュース、牛乳、茶
日用品	タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、バケツ、トイレ トペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、 電池、マッチ、ライター

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

_____様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数 量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

（連絡担当者）

所 属
氏 名
住 所
電 話
F A X

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

店 舗 名 _____

代表者名 _____

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので
報告します。

記

品 名	数 量	納品場所	納品日時	備 考

（担当者）

物資納入者名

物資受取者名

12-2-46 災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）及び中部ガス株式会社豊橋支店（以下「乙」という。）は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生した場合における災害復旧用オープンスペースの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生した場合に災害復旧用オープンスペースを乙が使用するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害復旧用オープンスペースとは、別表に定める甲の所有する土地をいう。

（災害復旧用オープンスペースの使用）

第3条 乙は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生したときは、災害復旧のための活動場所又は資機材置場として災害復旧用オープンスペースを無償で使用するすることができる。

2 乙は、前項の規定により災害復旧用オープンスペースを使用しようとするときは、書面により甲に使用の申請を行うものとする。ただし、書面による申請が困難な緊急の事情があるときは、口頭、電話、ファクシミリ又はデジタル移動系防災行政無線により使用の申請をすることができる。

3 乙は、前項ただし書の規定により申請をしたときは、同ただし書の事情が消滅した後速やかに申請に係る書面を甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙から第2項の規定による使用の申請があったときは、災害復旧用オープンスペースの使用を許可するものとする。ただし、甲又は他の公共団体等の災害復旧活動で当該災害復旧用オープンスペースを使用する必要がある等特別の事情があるときは、当該災害復旧用オープンスペースの使用範囲、使用方法等に条件を付して許可し、又は許可しないことができる。

（施設の使用）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペース内にある別表に定める甲の施設を使用しようとするときは、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項の許可をしたときは、当該許可に係る施設の鍵を乙に貸与するものとする。

3 乙は、前項の施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設の鍵を甲に返却しなければならない。

(特別の設備等)

第5条 乙は、災害復旧用オープンスペースに事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、仮設住宅等その他の特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

2 前項の特別の設備の設置は、乙の責任及び負担においてするものとする。

(原状回復の義務)

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用を終わったときは、乙の責任及び負担において、速やかに原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの施設等を毀損等したときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年5月23日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

豊橋神野新田町字テノ割1番地

乙 中部ガス株式会社 豊橋支店

支店長 山 田 佳 弘

別表（第 2 条、第 4 条関係）

施設名称等	位置	面積	所管部署	備考
豊川公園の一部	豊川市諏訪 1 丁目、諏訪 3 丁目及び金屋西町 3 丁目地内	40,000 m ²	豊川市建設部 公園緑地課	広域避難場所
豊川市音羽運動公園の一部	豊川市萩町口猿田地内	19,100 m ²	豊川市教育委員会スポーツ課	地区活動拠点 避難地
南山グラウンドの一部	豊川市伊奈町南山新田地内	20,925 m ²	豊川市建設部 公園緑地課	地区活動拠点 避難地

12-2-47 非常時における連絡体制等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及びサーラエナジー株式会社東三河支社（以下「乙」という。）は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑な災害対応に資するため、相互の連絡体制の構築等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が、非常時において、災害に関する各種情報（以下「災害情報」という。）を収集し、相互に提供するための連絡体制等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「非常時」とは、甲にあっては別表第1に定める体制にあるときを、乙にあっては別表第2に定める体制にあるときをいう。

（災害情報の収集及び提供）

第3条 甲は、非常時においては、次に掲げる災害情報を収集し、乙に提供するものとする。

- (1) 河川の決壊、冠水、土砂崩れ等による通行止め及び避難情報に関する情報
- (2) 避難所又は救護所の開設若しくは閉鎖に関する情報
- (3) 津波に関する情報
- (4) 前3号に掲げる情報のほか必要と認める災害情報

2 乙は、非常時においては、次に掲げる災害情報を収集し、甲に提供するものとする。

- (1) 広域的なガスの供給停止に関する情報であって、次に掲げる事項に関するもの
 - ア ガスの供給が停止した時刻及び供給を再開するまでに要した時間
 - イ ガスの供給が停止した地域
 - ウ ガスの供給が停止した戸数

- (2) ガス漏れその他ガスの被害に関する情報

（連絡体制等）

第4条 災害情報の提供に係る甲及び乙の連絡先は、別表第3のとおりとする。

2 甲及び乙は、非常時の体制となったとき、又は当該体制を解除したときは、その旨を相手方にデジタル移動系防災行政無線等で連絡するものとする。

3 甲は、前条第1項各号に掲げる災害情報を乙に提供するときは、別紙1をデジタル移動系防災行政無線又はN T T回線を用いたファクシミリの送信により行うものとする。ただし、次に掲げる災害情報は、ホームページへの掲載、移動系防災行政無線による通信その他適切と認める方法によることができる。

(1) 河川の決壊、土砂崩れ等による避難情報に関する情報

(2) 避難所の開設又は閉鎖に関する情報

4 乙は、前条第2項各号に掲げる災害情報を甲に提供するときは、別紙2をデジタル移動系防災行政無線又はN T T回線を用いたファクシミリの送信により行うものとする。ただし、次に掲げる災害情報は、ホームページへの掲載その他の適切と認める方法によることができる。

(1) ガスの供給が停止した地域

(2) ガスの供給が停止した戸数

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、災害の状況により必要と認めるときは、甲と協議のうえ、乙の従業員を甲に派遣し、災害情報の相互の提供に係る任務に従事させるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2021年3月31日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 竹 本 幸 夫

豊橋市神野新田町字テノ割1番地

乙 サーラエナジー株式会社 東三河支社

支社長 山 田 佳 弘

別表第1 甲における非常時の体制（第2条関係）

種別	状況	配備内容
準備体制	1 豊川市に大雨警報（浸水害）が発表されたとき 2 豊川の水位観測所である石田又は当古の水位が、水防団待機水位に達したとき 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	関係部局の職員が情報の収集活動等を実施する体制とする。
災害対策本部設置	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨警報（土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川及び豊川放水路の水位観測所である石田、当古又は放水路第1の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 音羽川又は佐奈川において、水防団待機水位に達したとき 4 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 5 豊川市で震度4以上の地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	災害対策本部を設置し、収集した情報を確認し、速やかな対策が実施できる体制とする。
第1非常配備	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表され、被害の発生が予想されるとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川及び豊川放水路の水位観測所である石田、当古又は放水路第1の水位が氾濫注意水位に達し、災害発生のおそれがあるとき 3 音羽川又は佐奈川において、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき 4 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 5 豊川市で震度4以上の地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 7 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	小規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したときに、関連する部課の所要の組織による活動体制を整備し、情報の収集及び伝達を実施するとともに、相互に連絡を行い、状況によっては直ちに第2非常配備体制に移行する。
第2非常配備	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表され、被害が発生したとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川又は豊川放水路氾濫警戒情報が発表されたとき 3 豊川市に次の各特別警報が1つ以上発表されたとき (1) 暴風特別警報 (2) 大雨特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 4 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 5 豊川市で震度5弱以上の地震が発生したとき 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生したときで所掌する対策活動に支障のない人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えうるものとし、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3非常配備	1 市の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるときに、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 豊川市で震度5強以上の地震が発生したとき 3 その他市内に予想されない重大な被害が発生したとき	大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したときに本部の全組織による活動体制を整備する。

別表第2 乙における非常時の体制（第2条関係）

非常体制の区分	非常事態の情勢
非常災害待機体制	大雨、洪水、暴風等の各種警報が発令され又は大火災が発生するなど、ガス施設等又は多数の需要家に大きな被害が予想される場合
第1次非常体制	災害が軽微若しくは局部的に発生した場合又はそのおそれのある場合
第2次非常体制	第1次非常体制では対処できない災害若しくは災害区域が中程度の規模の限定された地域におよぼした場合又はそのおそれのある場合
第3次非常体制	第2次非常体制では対処できない災害、重大事故若しくは広域にわたる災害が発生した場合又はそのおそれのある場合
警戒組織体制	「東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等」が発表された場合 (第3次非常体制の要員を基準とする。)

※ 乙の「非常災害対策規程」「地震防災応急対策措置要領」による。

別表第 3 （第 4 条関係）

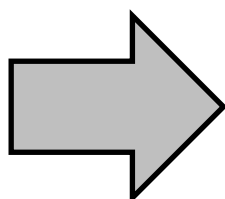
	平常時（非常時の体制前）		非常時の体制中
	平日（平常時）	夜間休日	
豊川市	【防災対策課】 (TEL) 0533-89-2194 (NTT 回線 FAX) 0533-89-2655 (デジタル移動系防災行政無線) 無線：100 FAX：8099* * 1570	【防災対策課】 (TEL) 課職員携帯電話 別途周知	【防災対策課】 (TEL) 0533-89-2194 (NTT 回線 FAX) 0533-89-2655 (デジタル移動系防災行政無線) 無線：100 FAX：8099* * 1570
サーラエナジー 東三河支社	【サーラプラザ豊川】 (TEL) ① 代表電話 0533-86-4151 ② その他衛星携帯電話等 別途周知 (NTT 回線 FAX) 0533-89-1784 (デジタル移動系防災行政無線) 無線：406 FAX：8406 ※ サラプラザ豊川に 配備している。	【サーラプラザ豊川 宿日直体制】 (TEL) ① 宿直携帯電話 080-2616-1354 ※ サラプラザ豊 川の代表電話は、 夜間休日は神野 新田の宿日直へ 転送される。 ② その他衛星携帯電話等 別途周知 (NTT 回線 FAX) 0533-89-1784 (デジタル移動系防災行政無線) 無線：406 FAX：8406 ※ サラプラザ豊川に 配備している。	【サーラエナジー東 三河地区対策本部】 (TEL) ① 保安グループ 0532-32-5516 ② その他衛星携帯電話等 別途周知 (NTT 回線 FAX) 0532-32-3701 (防災 室) (デジタル移動系防災行政無線) 無線：406 FAX：8406 ※ サラプラザ豊川に 配備している。

別紙 1 (第 4 条関係)

災 害 情 報

< F A X 送信票 >

豊川市企画部
防災対策課



サーラエナジー(株)
東三河地区
対策本部

(発信者)

年 月 日 時 分現在

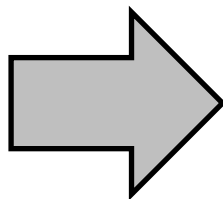
発生時間	
発生場所	
【内容】 道路関係 河川関係 土砂災害関係 避難関係 その他	

サーラエナジー(株)東三河地区対策本部 F A X 番号 0 5 3 2 - 3 2 - 3 7 0 1
サーラプラザ豊川 移動系 F A X F A X 番号 8 4 0 6

供 給 停 止 情 報

< F A X 送信票 >

サーラエナジー(株)
東三河地区
対策本部



豊川市企画部
防災対策課

（発信者）

年 月 日 時 分現在

	内 容	報道発表
発生時間		可・不可
停止場所		可・不可
停止戸数		可・不可
停止復旧予定時間		可・不可
その他		

防災対策課 移動系 F A X 8 0 9 9 * * 1 5 7 0
F A X 番号 0 5 3 3 - 8 9 - 2 6 5 5

12-2-48 災害時における食糧物資の供給に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とトース株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難者等（以下「被災者等」という。）を支援するために必要となる食糧物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、被災者等の生活の安定を図るため、食糧物資の供給等を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（食糧物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、食糧物資を調達する必要があるときは、乙に対して、食糧物資の提供及び運搬等についての協力を要請することができる。

- (1) 甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 甲の区域外での災害について、関係自治体等から、食糧物資の調達若しくはあつせんを要請されたとき、又は救援の必要があると認めたとき。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、これに協力しなければならない。

（要請手続）

第4条 前条第1項の協力の要請は、物資提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ないとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(食糧物資の引渡し)

第5条 食糧物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、引渡場所までの食糧物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、食糧物資を確認したうえで、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、食糧物資の引渡しが終了したときは、遅滞なく、物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙が甲に引き渡した食糧物資及びその運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用(運搬に係る費用については、乙又は乙の指定する者による運搬に係るものに限る。)について、乙からの請求に基づき、乙に支払うものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づいた災害時における食糧物資の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡先確認書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡責任者等に変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面によ

る申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成30年12月21日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市大崎町宮の坪58番地

トーアス株式会社

代表取締役 岡 本 英 次

別表

食糧物資一覧

物資の種類	品 名
主食	玄米ごはん缶詰 等
副食	コトコト野菜缶詰、スイーツ缶詰 カップケーキ缶詰、だいず缶詰 ひじき缶詰、ミックスビーンズ缶詰 スイートコーン缶詰 等

様式第 1 号（第 4 条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

トーアス株式会社 様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

（連絡担当者）

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

様式第 2 号（第 5 条関係）

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

トーアス株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

（担当者）

物資納入者名

物資受取者名

12-2-50 災害時における食糧物資の供給に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）と天狗缶詰株式会社三河工場（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難者等（以下「被災者等」という。）を支援するために必要となる食糧物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、被災者等の生活の安定を図るため、食糧物資の供給等を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（食糧物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、食糧物資を調達する必要があるときは、乙に対して、食糧物資の提供及び運搬等についての協力を要請することができる。

- （1） 甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） 甲の区域外での災害について、関係自治体等から、食糧物資の調達若しくはあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があると認めたとき。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、これに協力することとする。

(要請手続)

第4条 前条第1項の協力の要請は、物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(食糧物資の引渡し)

第5条 食糧物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、引渡場所までの食糧物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、食糧物資を確認したうえで、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、食糧物資の引渡しが終了したときは、遅滞なく、物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙が甲に引き渡した食糧物資及びその運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用(運搬に係る費用については、乙又は乙の指定する者による運搬に係るものに限る。)について、乙からの請求に基づき、乙に支払うものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づいた災害時における食糧物資の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡先確認書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡責任者等に変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成31年2月15日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 山脇 実

乙 豊川市御津町佐脇浜二号地1-17

天狗缶詰株式会社 三河工場

工場長 吉田 幸児

別表

食糧物資一覧

物資の種類	品 名
主食	うずら卵（水煮、味付け）缶詰及び袋詰、 おでん缶詰 等
副食	フルーツ系缶詰、味付けしいたけ袋詰め 等

様式第 1 号（第 4 条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

天狗缶詰株式会社 様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

（連絡担当者）

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

様式第 2 号（第 5 条関係）

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

天狗缶詰株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品 名	数 量	納品場所	納品日時	備 考

（担当者）

物資納入者名

物資受取者名

連絡先確認書

【貴社・団体名：天狗缶詰(株)三河工場】

1 連絡担当者

担当部	
担当者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

【豊川市】

1 連絡担当者

担当部課名	
担当者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

12-2-51 災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と東三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水（飲料水を除く。以下同じ。）の確保及び消火活動支援の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市全域において、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、次条に定める支援業務について、甲が乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（支援業務）

第2条 甲からの要請により乙が行う支援業務（以下「支援業務」という。）は、乙の組合員が保有する大量の水及びミキサー車を活用した以下のものとする。

- （1）生活用水の提供
- （2）消防用水の輸送及び供給

（協力要請及び手続）

第3条 支援業務の実施の要請及びこれに対する承諾は、書面又は電話等により行うものとする。

- 2 乙は、支援業務の実施を承諾したときは、速やかに現場責任者を定め、その者の氏名及び連絡先を甲に書面又は電話等により報告するものとする。

（支援業務の報告）

第4条 乙は、支援業務を実施したときは、作業開始時間、作業終了時間、支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第5条 支援業務に要した費用は、甲乙協議の上、その負担割合を定める。

- 2 前項の規定により負担割合を定めたときは、甲は速やかにその負担分を支払うものとする。

（訓練の実施）

第6条 支援業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議の上、訓練を実施するものとする。

(補償)

第7条 乙の実施する支援業務に従事した者が、当該支援業務に起因して負傷し、疾病や障がいを負い、又は死亡した場合については、乙に所属する関係会社が加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、実施した支援業務が豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年豊川市条例第31号）による損害補償の対象となる場合は、甲がこれを補償する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議解決)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

以上、この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月28日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市長 山脇 実

乙 豊橋市馬見塚町175番地
東三河生コンクリート協同組合

理事長 大野 悦男

要 請 書

年 月 日

様

豊川市長

災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書に基づき次のとおり支援業務の実施を要請します。

業 務	作業場所	作業内容	備 考

承 諾 書

年 月 日付けの要請書により次のとおり支援業務の実施を承諾します。

業 務	作業場所	従 事 職員数	車両 台数	現場責任者	連絡先

年 月 日

報告者

報 告 書

年 月 日付けの要請書により次のとおり支援業務を実施したことを報告します。

業 務	作業場所	従 事 職員数	車両 台数	作業開始 時 間	作業終了 時 間

年 月 日

報告者

12-2-52 災害時における退避施設利用に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とサーラE&L東三河株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における滞留旅客等の帰宅困難者（以下「帰宅困難者等」という。）への支援を行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、帰宅困難者等の安全を図るために実施する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し次に掲げる支援を要請することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者等に対する別表に定める受入施設、提供施設及び救援物資等の提供
- (2) その他帰宅困難者等の安全を図るために必要な支援

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な限り、これに協力するものとする。

（要請及び報告手続）

第3条 前条第1項の要請は、支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、支援要請書により行ういとまがないときは、電話その他の方法により行うことができるものとし、事後、速やかに支援要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき支援したときは、速やかに支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の要請に基づく支援により発生した費用（受入施設等の使用料は、除く。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用について、乙からの請求に基づき、これを支払うものとする。

(連絡先等)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく災害時等における支援を円滑に行うため、
甲乙双方の連絡責任者等を連絡先確認書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、
その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和2年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、
更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年1月29日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 豊橋市白河町100番地
サーラE&L東三河株式会社
代表取締役社長 山田 佳弘

別表（第２条関係）

帰宅困難者の受入施設、提供施設及び救援物資等一覧

区分	名 称
場所	豊川市豊川町知通 6 3 番 1
名称	サーラプラザ豊川
受入施設	災害時等において、サーラプラザ豊川内に設置する 帰宅困難者（１００名相当）を受け入れるためのスペース
提供施設	マンホールトイレ 3 基
救援物資等	飲料 食料 調理器具 寝具 ヘルメット・雨具・軍手 その他

様式第 1 号（第 3 条関係）

支 援 要 請 書

年 月 日

サーラ E & L 東三河株式会社 様

豊川市長 氏 名

下記のとおり支援を要請します。

記

1 要請の内容

2 その他

様式第 2 号（第 3 条関係）

支 援 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

サーラ E & L 東三河株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり支援したので報告します。

記

1 支援の内容

2 その他

連絡先確認書

【貴社・団体名：サーラE & L 東三河株式会社】

連絡責任者

担当部署	
責任者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

【豊川市】

連絡責任者

担当部署	
責任者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

12-2-53 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- （2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹本 幸夫

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

12-2-54 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）とは、豊川市内に豊川市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（様式第1号）により協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙は、その専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、次に掲げる相談業務を行うものとする。

（1）労働保険関係の相談支援

ア 雇用保険（失業保険）の手続きの仕方、離職票の書き方等に関する相談等

イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

（2）健康保険及び年金関係の相談支援

ア 健康保険証の再発行等健康保険に関する相談等

イ 遺族年金、障害年金等の手続きの仕方等年金に関する相談等

ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手続きの仕方等に関する相談等

(相談業務の実施体制)

第4条 乙は、甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は、実施体制に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して、速やかに協力実施報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 甲は、前項の報告書が提出された場合、速やかに乙が実施した相談業務の内容について確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 相談業務に係る経費は、原則として無償とする。ただし、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の補償)

第7条 相談業務において、甲の責めに帰すべき事由によらず乙又は乙が派遣した者に損害が生じた場合の損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

2 甲乙間において令和2年6月24日付けで締結した「大規模災害時におけ

る労働・社会保険等の相談に関する覚書」は、本協定締結をもって失効するものとする。

令和３年４月２７日

愛知県豊川市諏訪一丁目１番地

甲 豊川市

豊川市長 竹 本 幸 夫

愛知県名古屋市熱田区三本松町３番１号

乙 愛知県社会保険労務士会

会長 杉 田 貴 信

様式第1号（第2条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

愛知県社会保険労務士会

会長

様

豊川市長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

様式第2号（第5条関係）

協力実施報告書

年 月 日

豊川市長 様

愛知県社会保険労務士会
会長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第5条第1項に基づき、次のとおり報告します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
相 談 業 務 内 容	
従 事 者 氏 名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

12-2-55 災害時における相互協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が豊川市内で発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲及び乙間の相互協力に関する必要な事項を定め、災害時の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（災害発生時の連絡態勢の確立）

第2条 甲及び乙は、豊川市内における災害時には別に定めるところにより連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえで決定するものとする。

（施設の電力復旧）

第3条 乙は、豊川市内において停電が発生したときは、電力復旧が迅速に必要なとなる甲の施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行う。

2 前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲及び乙の両者間で協議のうえで決定するものとする。

（停電情報の共有）

第4条 乙は、甲乙協議のうえで指定した施設の停電情報を可能な限り甲に提供するものとする。

2 乙は、甲から停電情報に関する情報連絡要員の派遣要請を受けた場合は可能な限り要員を甲へ派遣するものとする。

(停電情報の広報)

第5条 乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

(道路の啓開)

第6条 甲は、乙の電力復旧活動に必要な道路通行のため、倒木処理、飛来物除去、土砂・積雪除去など道路の啓開処理を可能な限り行う。この場合において、甲は、乙から道路の啓開処理作業の実施が可能である旨の連絡があった場合は、書面（別紙1）による事前協議のうえ、当該作業の実施を乙に依頼することができるものとする。

2 前項の規定に基づき、甲が乙に道路の啓開処理作業を依頼する場合は、書面（別紙2）で行うものとする。

3 第1項及び前項において、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに書面での依頼手続きを行うものとする。

4 第2項の規定に基づき、乙が甲により依頼された道路の啓開処理作業に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

(電力供給施設に関する緊急伐採)

第7条 乙は、災害時に電力供給に支障をきたし、又は支障をきたすおそれのある甲の所有する樹木の伐採を緊急的に実施することができる。ただし、緊急的な伐採は必要最低限にとどめるものとする。

(災害発生時における災害復旧用オープンスペースの提供)

第8条 乙は、災害時の復旧活動のための活動場所又は資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び施設について、提供を受けることができるものとする。

2 災害復旧用オープンスペースの使用申請・使用方法は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定するものとする。

(定期的な情報交換の実施)

第 9 条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を円滑に実施するため、定期的な情報交換を年 1 回以上実施するものとする。

(情報管理の徹底)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合は、この限りではない。

(安全管理)

第 11 条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第 12 条 損害賠償は、次に掲げるとおりとする。なお、各号に該当しない補償は、甲及び乙が協議のうえで解決にあたる

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の物品を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対して損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が損害賠償を行う。

(協定の有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定の締結日から 1 年間とする。なお、期間満了 3 か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第 14 条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次のとおりとする。

甲：豊川市役所 企画部 防災対策課

乙：中部電力パワーグリッド株式会社 豊川営業所 契約サービス課

(疑義等の解決)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえに必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第16条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

2 甲乙間において平成26年12月24日付けで締結した「非常時における連絡体制等に関する協定書」及び「災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書」は、本協定書締結をもって失効するものとする。

令和2年8月20日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市

豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 豊川市諏訪四丁目178番地

中部電力パワーグリッド株式会社

豊川営業所長 中 村 光

年 月 日

豊川市長 殿

中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所長

道路啓開処置のお願い（事前協議 No. ）

【 年 月 日 時 分時点】

停電の復旧活動に必要となる道路通行ができないため、貴市が管轄する道路について啓開処置をお願いいたします。

なお、「中電除去」欄の『可』については弊社での除去が可能です。弊社に除去作業を依頼する場合は書面で依頼をお願いいたします。

復旧支障となっている道路等地点		現場状況	停電情報	中電除去	現場写真
				可・否	有・無

問い合わせ先 中部電力パワーグリッド株式会社 豊川営業所 契約サービス課 防災担当副長・担当
電話（０５３３）７４－６９９８ ／ FAX（０５３３）８３－０８５１

別紙 2

中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所長 様

年 月 日

豊川市長

道路啓開処置について（事前協議結果）

【 年 月 日 時 分時点】

事前協議 No. （ 年 月 日）について、貴社に除去作業を依頼いたします。

○作業完了後、除去前後の写真を提出してください。

○除去に要した費用は、原則として豊川市が負担します。

問い合わせ先 豊川市企画部防災対策課

電話（0533）89－2194 ／ FAX（0533）89－2655

12-2-56 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、豊川市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫措置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- （1） 地震、風水害等の災害発生時における消毒活動
- （2） 感染症発生時における消毒活動
- （3） その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動の要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するにあたり、適切な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、豊川市個人情報保護条例（平成16年豊川市条例第31号）の規定により、甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は環境課長、乙の連絡責任者は東三河地区ブロック長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹本幸夫

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会長 坂倉弘康

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会会長 様

豊川市長

防 疫 活 動 協 力 要 請 書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力要請します。

1 災害発生状況等

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

豊川市長 様

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

会 長

防 疫 活 動 実 施 報 告 書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

1 活動日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで

2 活動場所

3 活動内容

4 使用資材

5 備考

12-2-57 災害時における物資の調達に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、豊川市内に豊川市地域防災計画に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難者の生活支援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

（災害時の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書（様式第1号）により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書（様式第1号）により要請内容を乙に通知するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施及び状況報告）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の要請により必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を提供することができるものとする。

(提供報告)

第6条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかからも協定解消の申出がないときは、有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙で協議するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
中部薬品株式会社
代表取締役社長 高 巢 基 彦

様式第 1 号

物資供給要請書

年 月 日

中部薬品株式会社 様

豊川市長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品 名	規 格	数 量	運搬場所	備 考

様式第 2 号

物資供給報告書

年 月 日

豊 川 市 長 様

中部薬品株式会社
代表取締役社長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、要請のありました物資の供給について、次のとおり報告します。

記

協力の内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

別表(第3条関係)

食料品 米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、レトルト食品、菓子類など
衣料 毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシなど
日用品等 雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、ごみ袋、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、マッチ・ライター、懐中電灯、ラジオ、乾電池、運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシートなど
医薬品及び医療用品 一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏など ※処方箋が必要な医薬品の供給については、医師からの要請に限る。

12-2-58 災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及び株式会社Life Polish（以下「乙」という。）は、豊川市の区域内において豊川市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の設置する避難所の感染症対策のために必要な物資の提供及び消毒作業等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力し、災害時の避難所における感染症対策を迅速かつ円滑に実施することにより、避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所の感染症対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、感染症対策のために必要な物資の提供及び避難所の消毒作業等の実施について協力の要請をすることができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有するものとする。

(1) ナノソルCC

(2) ナノゾーンソリューション

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議により決定するもの

3 第1項の規定により乙が実施する避難所の消毒作業等は、ナノソルCC又はナノゾーンソリューションの散布及び塗布によるものとする。

4 乙は、前3項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これに応じるものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(物資の引渡し場所等)

第4条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

2 第2条の規定による消毒作業等については、甲が指定する日時に、甲が指定する避難所において行うものとする。この場合において、甲はその職員を消毒作業等に立ち会わせ、消毒作業等を実施する場所等の指示をさせるものとする。

(提供等の報告)

第5条 乙は、第2条の規定による物資の提供又は消毒作業等を行ったときは、協力業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用並びに消毒作業等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 0 月 1 2 日

甲 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地
豊川市
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 豊川市南大通 6 丁目 8 番地
株式会社 Life Polish
代表取締役 松 山 昌 伸

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

株式会社 Life Polish 様

豊川市長

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

物資

品 名	規 格	数 量	運 搬 場 所	備 考

消毒作業

実 施 場 所	住 所	備 考

様式第 2 号

協力業務報告書

年 月 日

豊 川 市 長 様

株式会社 Life Polish
代 表 取 締 役

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

12-2-59 災害時における相互連携に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、豊川市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時

共有するものとする。

(7) 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。

(8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘

12-2-60 災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及びライブズクリエイイト株式会社（以下「乙」という。）は、豊川市の区域内において豊川市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の設置する避難所の感染症対策のために必要な物資の提供及び消毒作業等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力し、災害時の避難所における感染症対策を迅速かつ円滑に実施することにより、避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所の感染症対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、感染症対策のために必要な物資の提供及び避難所の消毒作業等の実施について協力の要請をすることができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有するものとする。

(1) ナノディフェンダーAg+

(2) 前号に掲げるもののほか、甲乙協議により決定するもの

3 第1項の規定により乙が実施する避難所の消毒作業等は、ナノディフェンダーAg+の散布及び塗布によるものとする。

4 乙は、前3項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これに応じるものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(物資の引渡し場所等)

第4条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

2 第2条の規定による消毒作業等については、甲が指定する日時に、甲が指定する避難所において行うものとする。この場合において、甲はその職員を消毒作業等に立ち会わせ、消毒作業等を実施する場所等の指示をさせるものとする。

(提供等の報告)

第5条 乙は、第2条の規定による物資の提供又は消毒作業等を行ったときは、協力業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用並びに消毒作業等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和5年5月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和４年５月２０日

甲 愛知県豊川市諏訪１丁目１番地
豊川市
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 豊川市御油町炮六土１８番の３２
ライブズクリエイイト株式会社
代表取締役 島 津 知 哉

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

ライブズクリエイト株式会社

様

豊川市長

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

物資

品 名	規 格	数 量	運 搬 場 所	備 考

消毒作業

実 施 場 所	住 所	備 考

様式第 2 号

協力業務報告書

年 月 日

豊 川 市 長 様

ライブズクリエイイト株式会社
代表取締役

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

12-2-61 災害時における感染症対策のための物資の調達に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及び株式会社日本アグネス（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の設置する避難所の感染症対策の実施のために必要な物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が協力し、災害時の避難所における感染症対策の実施のために必要な物資を確保することにより、避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において避難所の感染症対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、感染症対策のために必要な物資の提供について協力を要請することができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、別表のとおりとする。

（要請手続）

第 3 条 前条第 1 項の規定による協力の要請は、協力要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

（物資の引渡し場所等）

第 4 条 第 2 条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

（提供等の報告）

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による物資の提供を行ったときは、協力業務報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 2 条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第7条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互
に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和5年3月31日ま
でとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれから
も書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同
様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙
協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のう
え、各々1通を保有するものとする。

令和5年2月16日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 豊川市小坂井町門並5番地1
株式会社 日本アグネス
代表取締役 佐々木 康好

別表（第 2 条関係）

医療用品

サージカルマスク、N95 マスク、プラスチックグローブ、ニトリル手袋、防御用ガウン、体温計、絆創膏、口腔ケアスポンジ、ガーゼ、パルスオキシメーター、マウスウォッシュ、除菌クロス

備考

- 1 この表に規定するもののほか、甲が乙に提供を希望するものがあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 第 2 条第 2 項の規定により乙が提供する物資は、甲から提供の要請があった際、現に乙が保有しているものに限る。

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

株式会社日本アグネス

様

豊川市長

災害時における感染症対策のための物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

物資

品 名	規 格	数 量	運 搬 場 所	備 考

様式第 2 号

協力業務報告書

年 月 日

豊 川 市 長 様

株式会社 日本アグネス
代表取締役

災害時における感染症対策のための物資の調達に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
その他	

12-2-62 大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社（以下「丙」という。）は、甲と、乙が運営管理するイオンモール豊川（以下「本件施設」という。）及び丙が運営するイオンスタイル新豊川店による防災活動に関する協力について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、豊川市域で地震や水害等による大規模災害が発生した場合における、地域住民を含む被災者の救援救助に関する防災活動協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は大規模災害発生時、乙及び丙に対して、次に掲げる事項について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対して、一時避難場所、車両避難場所、駐車場、電気、水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗において、被災者に対して、甲からの情報、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙は、被災者に対して、食糧、生活必需品等の救援物資を可能な範囲で供給すること。

2 甲は、乙及び丙と協議し、前項に定めない事項についても協力を要請することができるものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲からの要請は、支援要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙又は丙は、甲からの要請に基づき支援したときは、速やかに支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（一時避難場所等の使用期間）

第4条 第2条第1項第1号に基づき乙及び丙が本件施設を一時避難場所及び車両避難場所として提供する期間は、一時避難場所及び車両避難場所として提供した日から7日間までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合、甲、

乙及び丙協議のうえ期間を延長することができるものとする。

- 2 甲は、協力要請の期間が終了したとき、又は協力要請の期間終了前であっても、乙若しくは丙からやむを得ない事情により本件施設を一時避難場所及び車両避難場所として提供することが困難となった旨の申し出があったときは、被災者及び避難車両を本件施設から退去させるものとする。

(管理、運営及び避難者への指導等)

第5条 甲は、可能な限り一時避難場所に職員を派遣し、避難場所の管理、運営、指導にあたるものとする。ただし甲の職員が到着するまでの間及び甲が職員を派遣することが困難な場合は、乙及び丙が甲に代わって管理、運営、避難者への指導を行うことができるものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 第2条第1項第3号に規定する食糧、生活必需品等の救援物資は、甲が指定する場所に丙が搬送するものとし、甲は職員を派遣し、当該物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、丙が運搬することが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び丙は、次の各号に定める経費を除き、本協定に基づいて甲からの協力要請に応じたことに対する対価は求めないものとする。

- (1) 被災者及び車両の避難にともない施設等に与えた損害の原状回復に要する費用。
 - (2) 第2条第1項第3号に規定する食糧、生活必需品等の救援物資の購入に要した費用とその運送料。
- 2 前項に定めるもののほか、第2条の規定に基づく協力の実施に要した経費の負担について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は令和5年4月4日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも書面による異議がないときは、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 本協定は、解約を希望する日の1か月前までに書面をもって通知することにより、解約することができる。

(守秘義務等)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方から秘密である旨を明示された情報をみだりに開示又は漏らしてはならない。本協定の終了後においても同様とする。

2 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た個人情報について、本協定の目的の範囲内で使用するものとし、他の目的に利用し、又は第三者に提供等してはならない。本協定の終了後においても同様とする。

(連絡体制等)

第10条 第1条に定める目的を達成するため、甲、乙及び丙は、本協定に関する連絡責任者を置くものとする。この場合において、連絡責任者には、甲においては危機管理監を、乙においてはイオンモール豊川ゼネラルマネージャーを、丙においてはイオンスタイル新豊川店長をそれぞれ充てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲、乙及び丙は、第1条に定める目的を達成するため、事前に連絡体制、連絡方法等について協議のうえ定めるものとし、本協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(疑義)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月4日

甲 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市長 竹本 幸夫

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

代表取締役社長 岩村 康次

丙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンリテール株式会社

代表取締役社長 井出 武美

様式第1号（第3条関係）

支 援 要 請 書

年 月 日

イオンモール（イオンリテール）株式会社 様

豊 川 市 長

下記のとおり支援を要請します。

記

1 要請の内容

2 その他

様式第2号（第3条関係）

支 援 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

イオンモール（イオンリテール）株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり支援したので報告します。

記

1 支援した内容

2 その他

12-2-63 災害時における物資の調達に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及びひまわり農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に調達できる体制を確立することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするきは、必要な物資の提供について協力を要請することができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、別表のとおりとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第4条 第2条第1項の規定による協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

（物資の引渡し場所等）

第5条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

（提供等の報告）

第6条 乙は、第5条の規定による物資の提供を行ったときは、協力報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互
に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和6年3月31日ま
でとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれから
も書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同
様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲
乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のう
え、各々1通を保有するものとする。

令和5年6月14日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市

豊川市長 竹本 幸夫

乙 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
ひまわり農業協同組合

代表理事組合長 権田 晃範

別表（第2条関係）

物資の種類	品 名
主 食	米、カップ麺、乾麺、弁当＊、パン＊、おにぎり＊
主 菜	大豆、卵、総菜＊、肉＊、魚＊
副 菜	野菜、乾物、漬物＊
調味料	味噌、しお、砂糖、油、ドレッシング
飲料水	ミネラルウォーター、お茶

＊の付いたものは要冷蔵品につき、施設の電気供給の状態により提供する

備考

- 1 この表に規定するもののほか、甲が乙に提供を希望するものがあるときは、
甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 第2条第2項の規定により乙が提供する物資は、甲から提供の要請があった
際、現に乙が保有しているもののほか、乙が乙の組合員から調達したものに限
る。

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

ひまわり農業協同組合
代表理事組合長

様

豊川市長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所属：

氏名：

住所：

電話：

FAX：

Mail：

様式第 2 号

協力報告書

年 月 日

豊川市長 殿

ひまわり農業協同組合

店 舗 名 _____

代表者名 _____

年 月 日付けの災害時における物資の調達に関する協定書に基づいた
要請について、下記のとおり物資を提供したので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

(担当者)

物資納入者

所属 : _____

氏名 : _____

物資受取者

所属 : _____

氏名 : _____

12-2-64 災害時における応急対策業務に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とトヨコンロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務のため、物資の輸送等を必要とするときは、乙に対して、物資の輸送等を要請するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する場所への飲料水、生活必需品等の輸送
- (2) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により又は直接乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じて相互に情報の交換を行うものとする。

（輸送の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の輸送が困難なときは、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で、乙からの請求に基づいて支払うものとする。

（損害賠償等）

第9条 応急対策業務中、乙の所有する車両等が破損したときは、甲がその損害を負担する。ただし、保険金などその損害を補填するものがあるときは、これを控除し、損害を負担するものとする。

- 2 応急対策業務中、乙が第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担する。ただし、保険金などその損害を補填するものがあるときは、これを控除し、損害を負

担するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生が乙の故意又は重大な過失によるときは、乙の負担とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 額田郡幸田町大字高力字為永10番地
トヨコンロジスティクス株式会社
代表取締役社長 久 田 真 司

応急対策業務要請書

年 月 日

トヨコンロジスティクス株式会社 様

豊 川 市 長

災害時における応急対策業務に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

要請番号	—
	(要請元課名) (要請元課内の通し番号)
連絡責任者	課 氏名 電話 —
いつ	年 月 日
なにを	
どれだけ	
どこから	
どこまで	
備考	

※輸送業務に携わるときは、この要請書の写しを携行してください。

応急対策業務報告書

年 月 日

豊 川 市 長 殿

トヨコンロジスティクス株式会社

災害時における応急対策業務に関する協定書第 5 条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

年 月 日 措置分

要請番号	なにを	どれだけ	どこから	どこまで	車種	輸送距離	備考
—						km	
—						km	
—						km	
—						km	
—						km	

12-2-65 災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入れ、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、豊川市内に大規模な災害等が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して要請する支援物資の受入れ、配送等の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援物資 被災者のために、甲が必要に応じて調達する物資及び甲に対して提供される物資をいう。
- (2) 避難所等 支援物資の配達先となる豊川市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (3) 荷役作業 支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み等をいう。
- (4) 物資集積・搬送拠点 荷役作業又は配送等の拠点として設置される施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 甲は、大規模な災害等により避難所等への配送等が困難な場合などにおいて、必要があると判断したときは、物資集積・搬送拠点を設置するものとする。

2 物資集積・搬送拠点の設置場所は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

3 甲は、豊川市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業、配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（業務等の要請）

第4条 甲は、前条第1項の規定により物資集積・搬送拠点を設置する場合は、乙に対して次に掲げる業務を要請することができる。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 前項に掲げる業務のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し支援物資の受入れ、配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（業務等の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合は、可能な限り協力するも

のとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定により甲から要請があった業務（以下「支援業務」という。）を行った場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第7条 乙の支援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用の価格は、法令等に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から支援業務に係る適法な請求書を受領したときは、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

(事故等の報告)

第8条 乙は、支援業務の実施に際し、事故等が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(要請及び報告の方法等)

第9条 第4条の規定による要請並びに第6条及び前条の規定による報告は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲及び乙は、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(損害の負担)

第10条 乙の支援業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 乙の支援業務に従事した者が、その者の責に帰すことができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、支援業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。支援業務の終了後又は本協定の解除後についても同様とする。

2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、支援業務に係る担当部署及び連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本 幸夫

乙 静岡県浜松市中区高丘西4丁目7番22号
佐川急便株式会社
執行役員
東海支店長 森 裕一郎

12-2-66 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川環境事業協同組合（以下「乙」という。）とは、豊川市内において生じた暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による災害（以下「災害」という。）により発生した廃棄物の収集運搬等に係る業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により発生した廃棄物の収集運搬等に係る業務の実施について、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、次に掲げる収集運搬等の業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する場所から廃棄物を収集
- (2) 廃棄物を甲が指定する場所へ運搬
- (3) 甲が指定した地域における廃棄物の集積場所の管理
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、甲乙協議して定める業務

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な範囲でこれに協力する。

（要請手続）

第3条 甲は、前条第1項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書により行う暇がないときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により行うものとする。

- (1) 要請する業務の内容
- (2) その他必要な事項

（廃棄物の収集運搬等の実施）

第4条 乙は、廃棄物の収集運搬等の業務を行う際は、次に掲げる事項を留意して実施する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、要請した廃棄物の収集運搬等の業務の円滑な遂行のため、乙に被災、復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定による要請に応じて実施した廃棄物の収集運搬等の業務が終了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他甲が必要と認める事項

（費用の負担）

第7条 第2条第1項の要請により乙が実施した廃棄物の収集運搬等の業務に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議のうえ決定する

ものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年5月10日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹本 幸夫

乙 豊川市大崎町宮之坪51番地
豊川環境事業協同組合
理事長 小山 一大

12-2-67 災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会（以下「乙」という。）とは、災害の発生により甲の管理する下水道管路施設（以下「下水道施設」という。）が損傷した場合に、乙が行う下水道施設の維持、修繕その他下水道施設の復旧に必要な支援（以下「復旧支援」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により損傷した下水道施設の機能を早期に復旧することにより、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことの防止を目的とする。

（協定の性質）

第2条 この協定のうち、公共下水道に係る部分については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定とする。

（協定下水道施設）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、甲の管理する公共下水道施設及び農業集落排水施設のうち、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- (1) 管渠
- (2) マンホール
- (3) 取付管
- (4) マンホールポンプ場（機械設備を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定めるもの

（復旧支援の内容）

第4条 乙が行う復旧支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査

- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- (3) 協定下水道施設の応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う維持又は修繕に関する工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定めるもの
（復旧支援の要請）

第5条 甲は、乙に対してこの協定の規定に基づき復旧支援を要請しようとするときは、復旧支援要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、復旧支援が緊急に必要であり、要請書を交付する暇がないと認めるときは、口頭その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

（復旧支援の実施）

第6条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その人員、保有する機材等をもって当該要請に応じ、復旧支援を行わなければならない。

- 2 乙は、前条の規定による要請に応じるため必要があると認めるときは、乙の会員に復旧支援の全部又は一部を行わせることができる。

（復旧支援の完了の報告）

第7条 乙は、甲の要請により行った復旧支援が終了したときは、速やかにその旨を復旧支援業務実績報告書（様式第2号）により、甲に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8条 甲が乙に対して要請した復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用の額は、公益社団法人日本下水道協会発刊「下水道施設維持管理積算要領」及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会発刊「下水道管路管理積算資料」に基づき算出し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（図面等の提供）

第9条 甲は、復旧支援に必要となる図面等（下水道台帳のデータを含む。以下「図面等」という。）を乙にあらかじめ提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた図面等を次の各号に掲げる目的以外の目的で自ら使用し、又は甲の許可なく第三者に公表し、閲覧させ、貸与し、譲渡し、若しくは写し等を交付してはならない。

(1) 復旧支援

(2) 災害時の復旧支援のための甲乙合同の訓練

3 甲は、適宜最新の図面等を乙に提供するものとする。

第10条 乙は、第5条第2項の規定により乙の会員に復旧支援の全部又は一部を行わせるときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該会員に図面等を提供することができる。

2 乙は、前項の規定により乙の会員に図面等を提供したときは、前条第2項の規定により乙が負う義務と同様の義務を、当該会員に課さなければならない。

(広域災害)

第11条 甲の位置する地域において、広域に長期間影響を及ぼす大規模な災害が発生し、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」の規定に基づき、下水道対策本部が設置されたときは、この協定の規定にかかわらず、甲及び乙は、当該下水道対策本部による活動を優先するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から異議の申出がないときは、この協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第13条 甲又は乙は、相手方がこの協定の定めに違反したときは、当該相手方に書面により通知することで、この協定を廃止することができる。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を称するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　５年　３月３１日から施行する。

甲　愛知県豊川市諏訪一丁目１番地
豊川市長　竹本幸夫

乙　愛知県名古屋市千種区今池南２６番４号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長　　近藤　久喜

12-2-68 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県流域下水道管理者

愛知県知事 大村 秀章 印

乙1 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

豊橋市上下水道局長 木和田 治伸

乙2 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

伊藤 茂

乙3 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市水道事業等管理者

小塚 重男

乙4 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市公共下水道管理者

瀬戸市長 川本 雅之

乙5 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市下水道事業

半田市長 久世 孝宏

乙6 愛知県春日井市鳥居松町5目44番地

春日井市公共下水道事業

春日井市長 石黒 直樹

乙7 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市下水道事業

豊川市長 竹本 幸夫

- 乙 8 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地
津島市下水道事業
津島市長 日比 一昭
- 乙 9 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 瀬垣田 政信
- 乙 1 0 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市長 稲垣 武
- 乙 1 1 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙 1 2 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市長 三星 元人
- 乙 1 3 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長 中村 健
- 乙 1 4 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 1 5 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 原 欣伸
- 乙 1 6 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙 1 7 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延
- 乙 1 8 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地

小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗

乙 1 9 愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長 加藤 錠司郎

乙 2 0 愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行

乙 2 1 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重

乙 2 2 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人

乙 2 3 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男

乙 2 4 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市長 林 郁夫

乙 2 5 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩

乙 2 6 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩

乙 2 7 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 久保田 桂朗

乙 2 8 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典

- 乙 2 9 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙 3 0 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良
- 乙 3 1 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙 3 2 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市公共下水道管理者
清須市長 永田 純夫
- 乙 3 3 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙 3 4 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙 3 5 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙 3 6 愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙 3 7 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 佐藤 有美
- 乙 3 8 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 井俣 憲治
- 乙 3 9 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者

豊山町長 鈴木 邦尚

乙 4 0 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博

乙 4 1 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鯖瀬 武

乙 4 2 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌生

乙 4 3 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一

乙 4 4 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高

乙 4 5 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町下水道事業
東浦町長 日高 輝夫

乙 4 6 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長 糸山 芳輝

乙 4 7 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町公共下水道管理者
幸田町長 成瀬 敦

乙 4 8 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長 土屋 浩

乙 4 9 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長 村上 孝治

丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長 庄村 昌明 印

様式第 1

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

--

2 支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

--

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：

--

6 その他

--

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書（甲→丙）

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先（電話）

担 当：

電 話：

F A X：

E-mail：

年 月 日

下水道管理者名
(愛知県建設局下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先 (電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属 :
氏 名 :
電 話 :
F A X :
E-mail :

様式第 4

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備 考

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書（甲→丙）

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 3 項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備 考

担 当：

電 話：

F A X：

E-mail：

12-2-69 災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ふいーる工房（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害により要配慮者が避難を必要とする場合に、甲が、乙に対し、福祉避難所としての施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用することについて協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、障害者、介護を必要とする高齢者等のうち、災害時に甲が設置する指定避難所では生活に支障をきたす者で、避難生活に当たり何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（施設等の使用の要請等）

第3条 甲は、要配慮者のために次条に掲げる施設等を使用する必要があるときは、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（施設等）

第4条 使用する施設等は、次のとおりとする。

豊川市ゆうあいの里北障害者生活介護施設 あすなろの家

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請できるものとし、その後、速やかに書面を乙に提出するものとする。

（1）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（4）その他必要と認める事項

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の福祉避難所への移送は、原則として当該要配慮者の家族等又は甲が行うものとする。ただし、甲が協力を求めた場合は、乙は移送に協力するものとする。

(物資の支給及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が要配慮者に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年11月15日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 竹本 幸夫

乙 豊橋市三ノ輪町字本興寺2番地270
特定非営利活動法人ふいーる工房
理事長 神谷 順子

12-2-70 特定福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と愛知県立豊川特別支援学校（以下「乙」という。）は、指定福祉避難所の一つとして、特定の要配慮者を受け入れるための「特定福祉避難所」を開設及び運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な配慮を必要とし、市が開設する一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者を収容するために、甲が乙の管理する施設の一部を使用し、特定福祉避難所を開設及び運営する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（使用する施設）

第2条 特定福祉避難所の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

名称	所在地
愛知県立豊川特別支援学校	愛知県豊川市平尾町門田77

2 甲の施設の使用は、地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可によるものとする。

（対象者）

第3条 特定福祉避難所における受け入れの対象となるのは、豊川市内に在住する豊川特別支援学校の在校生及びその生活介護を行う家族等（支援者を含む。）とする。

（ただし、甲、乙が、特定福祉避難所への受け入れが必要と認めた場合は、この限りではない。）

（避難所の開設）

第4条 甲は、特定福祉避難所の開設の必要性を認めたときは、乙と収容が可能な人数、その他の事項について協議及び要請を行うものとする。

2 乙は、可能な範囲で要配慮者の収容を受諾するよう努めるものとする。なお、乙の教職員の不在時に施設の開錠が必要な場合は、甲が行うものとする。

（避難者の移動）

第5条 避難者の移動は、可能な限り家族や支援者等の協力を得て、自身の責任において特定福祉避難所へ避難するものとする。ただし、移動が困難な場合は甲が移動支援を検討する。

（特定福祉避難所の管理及び運営）

第6条 特定福祉避難所の管理及び運営は、避難者家族等を主体とし、甲の派遣した避難所対策員と教職員で組織された避難所運営委員会が行うものとする。

2 乙はできる範囲で甲に協力するものとする。

3 災害時の必要資機材の搬入については、別途協議する。

(開設の期間)

第7条 特定福祉避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内を原則とする。ただし、甲が期間を延長する必要があると認めるときは、乙との協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

(教育活動の早期再開への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該特定福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(物資の調達及び支援者の確保)

第9条 甲は、要配慮者に関わる日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難者を適切に支援できるよう必要な支援者の確保に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲、乙、避難者は、特定福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

(経費の負担)

第11条 甲は、乙が特定福祉避難所の開設及び運営に関して負担した費用を負担する。

(損害の補償)

第12条 特定福祉避難所の開設によって乙の施設等が避難者によって損傷等した場合は、甲の費用と責任で当該損傷等について原状回復するものとする。

(平時における連携)

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するため、災害時における甲乙間の連絡体制の整備について協議を行うものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日をもって失効する。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による異議の申出がないときは、同内容をもって協定期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所

持する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

(甲) 豊川氏諏訪 1 丁目 1 番地

豊川市

代表者 豊川市長 竹本 幸夫

(乙) 所在地 豊川市平尾町門田 7 7

名 称 愛知県立豊川特別支援学校

校長 成瀬 通彦

12-2-71 災害時における機材等の提供に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とレンテック大敬株式会社豊川営業所（以下「乙」という。）は、災害時における機材等の提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急対策を実施する甲に対し、乙が保有する重機及び保有機材（以下「保有機材等」という。）を、迅速かつ円滑に提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう

（保有機材提供の実施）

第3条 甲は、災害時において保有機材等を必要とするときは、乙に対し保有機材等の提供を要請することができる。

2 乙が提供する保有資機材等は、次に掲げるものとする。

- (1) 重機（バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、ユニック、ブルドーザー、グレーダー、油圧ショベル、フォークリフト、重機運搬車ほか、乙が所有する重機車両）
- (2) 仮設トイレ
- (3) 非常用発電機
- (4) 照明機器
- (5) 水中ポンプ
- (6) 冷暖房機器
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請し、乙が調達及び提供可能なもの

（協力要請）

第4条 甲は、前条第2項各号に定める保有機材等の提供を乙に要請する場合は、提供を要請する資機材名、規格、数量並びに引渡場所等を記載した協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに保有機材等の提供を行うものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙は、保有機材等の提供を実施したときは、その提供の終了後速やかにその実施

状況を協力業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し及び運搬等）

第6条 保有機材等の引渡場所は、甲乙が協議の上、決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が引渡場所まで保有機材等の運搬を行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により保有機材等の運搬を行う際は、運搬を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が、甲の要請により行った保有機材等の対価及び運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令に定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の要請があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びに保有機材等の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（損害賠償）

第10条 この協定に基づき、乙が保有機材等の提供に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がないときは、この協定は期日満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通

を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日

甲 豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市
豊川市長 竹本 幸夫

乙 豊川市住吉町 1 丁目 1 0 番地
レンテック大敬株式会社 豊川営業所
所 長 水鳥 信吾

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

レンテック大敬株式会社
豊川営業所 様
豊川市長

災害時におけるレンタル重機等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

レンタル重機等

資機材名	規格	数量	引渡場所	備考

様式第 2 号

協力業務報告書

年 月 日

豊 川 市 長 様

レンテック大敬株式会社
豊川営業所

災害時におけるレンタル重機等の提供に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	(うち消費税及び地方消費税相当額 円 円)
その他	

12-2-72 大規模災害時における支援活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社豊川支店（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援活動について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊川市内において大規模災害が発生した場合において、甲及び乙が可能な範囲内で相互に協力して行う支援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動内容）

第2条 乙が行う支援活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助活動、復旧活動等に使用する建設用重機等の貸出
- (2) 救援物資等を搬送する車両の貸出及び搬送の協力
- (3) その他大規模災害時に必要とする資機材の貸出

（支援活動要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって支援活動の要請をしなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 支援活動の内容、場所
- (2) 借用する資機材の種類、数量
- (3) 前2項に掲げるもののほか、必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、甲の要請に対応できるよう最善の努力をするものとする。ただし、特別な事情により対応できない場合は、その旨を連絡するものとする。

（情報共有）

第4条 甲の担当者は災害時に乙に連絡を取り、互いに情報を共有するものとする。

（引渡し）

第5条 乙は、甲に資機材を引き渡すものとする。

2 甲は、乙の定める建設機械等レンタル基本約款（施行令和3年2月2日）を遵守するものとする。

（賃貸料の支払い）

第6条 乙が甲に貸し出す資機材等の賃貸料は、災害発生直前における適正価格とする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受領した場合は、速やかに賃貸料を支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも書面による申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日

甲 豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市
豊川市長 竹本 幸夫

乙 豊川市市田町河尻 7 1 - 1
太陽建機レンタル株式会社
豊川支店
東三河ブロック長
川合 弘晃

12-2-73 災害時における機材等の提供に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における機材等の提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急対策を実施する甲に対し、乙が保有する重機及び保有機材（以下「保有機材等」という。）を、迅速かつ円滑に提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（保有機材等提供の実施）

第3条 甲は、災害時において保有機材等を必要とするときは、乙に対し保有機材等の提供を要請することができる。

2 乙が提供する保有機材等は、次に掲げるものとする。

- (1) 重機（バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、ユニック、ブルドーザー、グレーダー、油圧ショベル、フォークリフト、重機運搬車ほか、乙が所有する重機車両）
- (2) 仮設トイレ
- (3) 非常用発電機
- (4) 照明機器
- (5) 水中ポンプ
- (6) 冷暖房機器
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請し、乙が調達及び提供可能なもの

（協力要請）

第4条 甲は、前条第2項各号に定める保有機材等の提供を乙に要請する場合は、提供を要請する資機材名、規格、数量並びに引渡場所等を記載した協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに可能な範囲で保有機材等の提供を行うものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙は、保有機材等の提供を実施したときは、その提供の終了後速やかにその実施状況を協力業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(引渡し及び運搬等)

第6条 保有機材等の引渡場所は、甲乙が協議の上、決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が引渡場所まで保有機材等の運搬を行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により保有機材等の運搬を行う際は、運搬を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が、甲の要請により行った保有機材等の対価及び運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の法令に定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びに保有機材等の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(損害賠償)

第10条 この協定に基づき、乙が保有機材等の提供に伴って生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、甲の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、乙の責に帰すべき事由により生じたものについては、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めがない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日

甲 豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市
豊川市長 竹本 幸夫

乙 東京都中央区日本橋 3 - 1 2 - 2
朝日ビルヂング 7 階
株式会社アクティオ
代表取締役社長兼 COO 小沼 直人

協力要請書

年 月 日

株式会社アクティオ 様

豊川市長

災害時における機材等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

資機材名	規格	数量	引渡場所	備考

協力業務報告書

年 月 日

豊 川 市 長 様

株式会社アクティオ

災害時における機材等の提供に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
その他	

12-2-74 災害福祉活動に関する相互連携協定書

豊川市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 豊川市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とライオンズクラブ国際協会 334-A 地区豊川ライオンズクラブ及び豊川中ライオンズクラブ(以下「丙」という。)とは、災害発生地域(以下「被災地域」という。)等で甲又は乙が主体的に取り組む災害復旧・ボランティア活動に関する支援活動(以下「災害福祉活動」という。)に関して、甲乙丙相互の連携に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、豊川市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ被災又は被災の恐れがある地域において、災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な項目を定めるものを目的とする。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定が想定する「災害の程度」は、災害により多くの人的又は物的な被害が発生し、又はその恐れがある場合で、地域住民の生活に大きな支障が生じる場合とする。

(情報提供並びに支援の要請及び内容)

第3条 甲又は乙は、丙に対し、災害福祉活動の支援に関する情報を提供すると共に必要があると認めるときは、次に掲げる支援を要請する。

(1) 被災地域における災害福祉活動に対する人的支援

(2) 被災地域における災害福祉活動に必要な資金、物品、資機材等の提供又は貸与

(3) 災害ボランティアセンターが行う災害救援活動に対する前2号に掲げる支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

2 丙は、甲又は乙から提供される情報等を踏まえて支援の内容を検討すると共に甲又は乙から支援要請があった場合は、必要な連絡、調整を行うこととし、その内容等は甲、乙又は丙において協議のうえ、その都度決定する。丙に対する具体的な支援の内容は、甲又は乙において協議の上、その都度決定する。

3 前項に係る手続きは、原則として支援提供要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又口頭で要請し、その後速やかに支援提供要請書（様式第1号）を提出するものとする。

4 丙は、甲又は乙からの支援要請に対応して支援活動等を実施した場合は、速やかに甲又は乙に対して支援提供報告書（様式第2号）にて報告する事とする。

（臨機対応）

第4条 丙は、前条の規定により甲又は乙からの支援の要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲又は乙に対する支援を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙が丙に対して要請を行うことが出来ないときは、丙は甲又は乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を実施することができるものとする。

（支援の表示）

第5条 甲及び乙は第3条の規定に規定する支援を受けて活動等を行うに当たっては、様式第3号を掲示するなど、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講ずるものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定に基づき実施された支援に要した経費は、当該支援を実施した丙が負担するものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく要請、又は支援等を円滑に行うため、甲、乙及び丙に常の連絡窓口を設置し、連絡先を連絡先確認書（様式第4号）により共有するものとし、記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

(1) 団体名及び所在地

(2) 担当者職氏名及び連絡先

（平時からの連携）

第8条 甲及び乙は、平時から災害福祉活動に関する情報の収集に努め、必要に応じて丙に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、災害福祉活動の普及・啓発活動に協働で取り組むものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれかからの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を４通作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年６月２７日

(甲) 愛知県豊川市諏訪１丁目１
豊川市長

(乙) 愛知県豊川市諏訪３丁目２４２
豊川市社会福祉協議会
会 長

(丙) 豊川市豊川町辺通４－４
豊川商工会議所内
豊川ライオンズクラブ
会 長

豊川市豊川町辺通４－４
豊川商工会議所内
豊川中ライオンズクラブ
会 長

様式第 1 号（第3条関係）				
		支援提供要請書		
				年 月 日
豊川ライオンズクラブ 様				
豊川中ライオンズクラブ 様				
				要請者
				豊川市長
下記のとおり支援を要請します。				豊川市社会福祉協議会会長
支援内容	数量	支援希望場所	支援希望日時	備考
		(連絡担当者)		
		所 属		
		氏 名		
		住 所		
		電話番号		
		F A X		
		E-mail		

様式第2号（第3条関係）				
		支援提供報告書		
				年 月 日
豊川市長	殿			
豊川市社会福祉協議会	会長 殿			
				豊川ライオンズクラブ
				豊川中ライオンズクラブ
年 月 日付けの要請について、下記のとおり支援の提供をしましたので報告いたします。				
支援内容	数量	支援場所	支援日時	備考
			(連絡担当者)	
			所 属	
			氏 名	
			住 所	
			電話番号	
			F A X	
			E-mail	

〇〇災害支援物資
ライオンズクラブ国際協会334-A地区
豊川・豊川中ライオンズクラブ



- 420 -

様式第4号（第7条関係）		
連絡先確認書		
甲 連絡担当者		
	団体名	
	担当者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	FAX	
	E-MAIL	
※ 人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。		
乙 連絡担当者		
	団体名	
	担当者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	FAX	
	E-MAIL	
※ 人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。		
丙1. 連絡担当者		
	団体名	
	担当者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	FAX	
	E-MAIL	
※ 役員改選などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。		
丙2. 連絡担当者		
	団体名	
	担当者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	FAX	
	E-MAIL	
※ 役員改選などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。		

(目的)

第1条 この協定は、『「B&G 全国サミット」共同宣言 災害時等における相互応援』に基づき、山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県内に B&G 海洋センター等が所在する本協定を締結する市町村（以下「協定市町村」という。）の区域において、地震等の災害が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な対策を講じることができない場合に、公益財団法人 B&G 財団（以下「B&G 財団」という。）及び協定市町村が相互に協力・連携し、被災市町村の応急対策及び復旧、復興対策等を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の通りとする。

- (1) 避難者収容及び応援受援等を目的とした B&G 海洋センターをはじめとする公共施設の提供
- (2) B&G 財団の事業にて整備した車両及び資機材等の提供
- (3) 応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供
- (4) 応急対策、応急復旧、復興に必要な職員の派遣
- (5) 食料、飲料水及びその他の生活必需品等の提供
- (6) 被災した地域住民の体験活動・教育活動復興イベント等の実施及び協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった応急対策、応急復旧、復興に必要な事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村が応援要請をする場合は、次の事項を可能な限り明らかにし、第9条に定める連絡担当部局を通じて、B&G 財団又は協定市町村に対し文書により応援を要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話等にて要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 要請する応援内容
- (3) 要請する内容に基づく以下の事項
 - ア 必要とする資機材、物資の品名及び数量等
 - イ 必要とする派遣職員の職種及び人員等
 - ウ 必要とする施設の規模等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 B&G 財団及び協定市町村は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 被災市町村から応援の要請を受けた B&G 財団及び協定市町村は、応援の可否を決

定し、被災市町村に対しその結果を連絡する。なお、B&G 財団から応援の要請を受けた協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村及び B&G 財団に対しその対しその結果を連絡する。

- 3 応援を決定した B&G 財団及び協定市町村（以下「応援団体」という。）は、被災市町村と連絡を取り、被災市町村が必要とする応援を適切に実施できるように努めるものとする。
- 4 被災市町村に向けた災害応援の実施可否、応援内容の詳細については、応援団体の責任のもと実施するものとする。
- 5 B&G 財団は、被災市町村から重機等を要する応援の要請を受けた場合、「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業（以下「防災拠点事業」という。）を実施する協定市町村と調整を行い、応援を実施する場合は、防災拠点事業にて締結した協定書に基づくこととする。

（応援経費の負担）

- 第 5 条 B&G 財団及び協定市町村が前条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 被災市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援団体は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
 - 3 B&G 財団が、前条の規定に基づく応援に要した経費の全額又は一部を負担する場合は別途書面等により定めるものとする。

（自主的活動）

- 第 6 条 B&G 財団及び協定市町村は必要に応じて、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を実施することができる。
- 2 自主応援については、第 3 条の規定による被災市町村からの要請があったものとみなすことができる。ただし被災市町村の同意を要する。
 - 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用することができる。ただし、情報収集に要する費用等応援に直接関係ない費用については、前条の規定を準用しない。

（協定への参加）

- 第 7 条 本協定への参加は、協定への参加を希望する市町村が、別紙様式の協定参加申請書を B&G 財団へ提出し、B&G 財団及び協定市町村が書面等により承認したときをもって同意したものとみなす。
- 2 B&G 財団は、新たに協定市町村への追加があった場合は、速やかに他の協定市町村に書面にて通知する。

（他の協定との関係）

- 第 8 条 この協定は、B&G 財団及び協定市町村が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援等に関する協定等を妨げるものではない。

（連絡担当部局）

第 9 条 B&G 財団及び協定市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(情報交換)

第 10 条 B&G 財団及び協定市町村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、前条に定める連絡担当部局を通じて必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

この協定は令和 7 年 9 月 9 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 1 通作成し、B&G 財団及び各市町村長が署名の上、B&G 財団が原本を保有し、協定市町村はその写しを保有するものとする。

12-2-76 災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人明世会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害により要配慮者が避難を必要とする場合に、甲が、乙に対し、福祉避難所としての施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用することについて協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、障害者、介護を必要とする高齢者等のうち、災害時に甲が設置する指定避難所では生活に支障をきたす者で、避難生活に当たり何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（施設等の使用の要請等）

第3条 甲は、要配慮者のために次条に掲げる施設等を使用する必要が生じたときは、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（施設等）

第4条 使用する施設等は、次のとおりとする。

信愛医療療育センター

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請できるものとし、その後、速やかに書面を乙に提出するものとする。

（1）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（4）その他必要と認める事項

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の福祉避難所への移送は、原則として当該要配慮者の家族等又は甲が行うものとする。ただし、甲が協力を求めた場合は、乙は移送に協力するものとする。

(物資の支給及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が要配慮者に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年10月31日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 竹本 幸夫

乙 豊川市三蔵子町北浦4
社会福祉法人明世会
理事長 大石 明宣

福祉避難所受入れ可能人数等調査表（協定書第9条関係）

社会福祉法人 明世会

（施設名）信愛医療療育センター

項 目	内 容	
	名 称	大 き さ（㎡）
受入れが可能な スペース	多目的室	94.57 ㎡
受入れ可能人数	6 人	
確保できる 介護支援者数 （推定）	1 2 人	

- ※ 最大時、施設定員の10％程度受け入れていただくことを希望します。
- ※ 災害時要援護者に必要な物資等につきましては、豊川市が支給に努めるものとします。
- ※ また、介護支援者につきましては、災害発生後においては、災害ボランティアのうち専門的人材を確保するよう努めます。

12-2-77 災害時等における支援協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とNTPホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援及び協力（以下「支援等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に要請する支援等について必要な事項を定めることを目的とする。

（支援等の内容）

第2条 甲は、次の事項について、乙に支援等を要請することができるものとする。この場合において、支援等を実施する店舗の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

- (1) 電力供給が可能な自動車等の提供
- (2) 帰宅困難者等のための一時的な避難場所として店舗及びその駐車場の提供
- (3) ジャッキやその他工具等の資機材の提供
- (4) 防災備蓄品の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上決定した事項

（要請手続）

第3条 甲は、前条の規定による要請は、支援等要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話やその他の方法で要請し、事後速やかに支援等要請書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請により支援等を実施したときは、速やかに支援等報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定による要請により乙が実施した支援等に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協

議の上決定するものとする。

3 乙が甲に第1項の費用を請求する場合は、算出根拠の分かる資料を添付するものとする。

(連絡体制)

第5条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用に資するため、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(防災訓練等)

第6条 乙は、この協定に基づく支援等を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練やその他の防災、減災等を目的とした啓発活動に積極的に協力するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年12月24日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹 本 幸 夫

乙 名古屋市熱田区尾頭町2番22号
NTPホールディングス株式会社
代表取締役社長 小 栗 一 朗

別表（第 2 条関係）

名称	所在地
N T P 名古屋トヨペット 豊川店	豊川市大堀町 3 3 5 番地
N T P 名古屋トヨペット G R G a r a g e 豊川	豊川市大堀町 3 3 5 番地
トヨタレンタリース名古屋 豊川インター店	豊川市本野ケ原一丁目 1 1 2 番地

様式第 1 号（第 3 条関係）

支援等要請書

年 月 日

N T P ホールディングス株式会社 御中

豊川市長

災害時における支援協力に関する協定書第 3 条の規定により、次のとおり支援等を要請します。

要請事項	☐ 自動車の提供 ☐ 店舗及び駐車場の提供 ☐ 資機材の提供 ☐ 防災備蓄品の提供 ☐ その他
詳細事項記入欄 (注)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
担当者	部 署 名 職 名 氏 名 電話番号
備考	

(注) 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

支援等報告書

年 月 日

豊川市長 様

N T P ホールディングス株式会社

災害時における支援協力に関する協定書第 3 条の規定に基づき、 年
月 日付けの要請について、次のとおり支援等を報告します。

要請事項	☐ 自動車の提供 ☐ 店舗及び駐車場の提供 ☐ 資機材の提供 ☐ 防災備蓄品の提供 ☐ その他
詳細事項記入欄 (注)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
担当者	部 署 名 職 名 氏 名 電話番号
備考	

(注) 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。